

自然しらべ2015 砂浜 写真コンテスト規定

■自然しらべ写真コンテストについて

お子さんから研究者まで、誰もが気軽に参加できる自然しらべでは、参加者の皆さんに「対象の生きものや風景」の報告写真を撮って送っていただいています。これらの写真があることで、専門家が内容を確認することができるため、市民参加型の簡易な調査でありながら、精度の高い重要な記録を得ることができます。

これらの報告写真の中には、親子で自然しらべにチャレンジしている様子の写真から、生態写真として優れたもの、芸術的な写真まで、目を見張る画像も多く含まれています。

そこで、自然しらべ2015の参加報告として、メール、投稿フォーム、郵送でお送りいただいた、すべての写真を対象に、写真コンテストを行います。

■入賞

- ・すべての報告写真の中から、5つの報告写真を選び入賞作品を選定します。
- ・入賞者には審査終了後、2015年12月下旬までにご連絡いたします。

■募集期間（自然しらべ開催期間）

- ・2015年7月～8月

■応募資格

- ・一般参加者（日本自然保護協会の会員、自然観察指導員を含む）

※公正を期するため、次の応募者による自然しらべ2015の報告写真は同コンテストの審査対象から除外します。入賞後、このことが発覚した場合、入賞を取り消させていただきます。

- ・日本自然保護協会、読売新聞社の各職員。ニコン（グループ会社含む）に勤務する者。
- ・本年度の当企画への協力者（学術協力者等）。

■対象写真について

・コンテスト対象写真は、自然しらべの参加報告として寄せられた、2015年7月1日～8月31日に撮影されたものに限りません。

・自然しらべの参加報告という観点から、合成写真の投稿や、立ち入り禁止区域での撮影など自然環境に悪影響を与える方法での撮影は厳禁です。入賞後、このことが発覚した場合、入賞を取り消させていただきます。

・報告者本人がすべての著作権を有している写真、もしくは報告者の家族または友人が撮影し、撮影者がすべての著作権を有している写真に限りません。

- ・報告写真を撮影した「砂浜」の場所と撮影日が確定できるもののみ、入賞の対象にいた

します。

- ・人物が映しこまれている報告写真の場合、主催者（日本自然保護協会）が、報告者に受賞報告の際に肖像権等の確認を致します。写真に写っている皆さまから了承を得たうえでお送りください。万一、第三者と紛争が生じた際は、報告者自身の責任と費用負担によって解決していただきます。

■送付方法、返却について

- ・送信、送付中の事故や破損については、その責任を負いかねます。
- ・報告写真は、原則返却は致しませんが、ご希望の方には返却いたします。報告写真送付の際に同封する「調査票」の余白に「写真返却希望」と朱書きでご記入ください。返却は結果レポート郵送時に同封します。（2016年1月以降の予定です。）
- ・報告写真は、A4のコピー用紙に張り付けて（のりづけ）して管理しています。返却の際はその形でお返しいたしますので、ご了承ください。

■報告写真送付者の権利

- ・報告写真に関する著作権およびそれと同等の権利は、報告写真送付者に帰属するものとします。

■入賞作品の利用について

- ・主催者は、入賞作品を入賞者の許諾を得て、無償で公表（出版、新聞掲載、会報掲載、ウェブ利用等）し、利用できるものとします。利用の際はクレジットを明記することとします。その際には、入賞者氏名か、入賞者氏名と都道府県名を明示させていただきます。

■個人情報の取り扱いについて

- ・自然しらべ2015のウェブサイトに記載しています。ご確認ください。

■住所の変更の届け方について

- ・住所が変更になった場合は、日本自然保護協会自然しらべ係にご連絡ください。

以上